日本NP学会 理事·監事選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、 日本NP学会(以下、「本会」という)の会則に基づき、理事・監事の選出に関する事項について定める。

(選挙管理委員会)

第2条 この規定による選挙の管理執行は、選挙管理委員会が行う。

- 2 委員会は、以下の者をもって構成する。
- (1) 正会員の中から選ばれた3名以上とする。
- 3 委員の任期は、選任時から社員総会により新たな理事・監事が選任されるまでとし、なお、委員が 理事・監事に立候補した場合は、立候補の時点で解任されるものとする。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 5 委員長は、委員の中から互選する。
- 6 委員会は、選挙の実施方法・日程等の必要事項を決定し公示する。
- 7 委員会の運営に関する必要な事項は、別途に定める。

(秘密保持)

- 第2条の2 選挙管理委員会、選挙事務に関わる者および開票に立ち会った者は、選挙における公開事 項以外の情報を漏らしてはならない。
- 2 選挙事務の一部を外部の事業者に委託する場合は、その事業者と前項に準ずる秘密保持契約を締結するものとする。

第2章 理事・監事の選挙

(選挙権および被選挙権)

第3条 選挙権は、選挙年直前の4月1日時点で入会していた正会員に限りこれを有する。被選挙権は、選挙年直前の4月1日時点で正会員歴が5年以上でかつ会費納入に遅滞の無い者がこれを有する。

(選出方法)

第4条 理事・監事は、選挙権のある正会員の中から選出する。選出は、①全国区と②地方会区 より行う。

(理事・監事候補者)

第5条 理事・監事候補者とは、以下の者をいう。

- (1) 被選挙権のある正会員で立候補した者とする。
- (2) 被選挙権のある正会員で他薦を受けて立候補した者とする。

(選挙期日と公示)

第6条 選挙期日は以下の通りとし、選挙の公示は選挙年の4月1日に理事長が行う。

- (1) 全国区は選挙年の5月1日~6月30日とする。
- (2) 地方会区は選挙年の7月1日~8月31日とする。
- (3) 立候補者の選出は、選挙管理委員会にて管理する。

第7条 立候補者の公示は、選挙管理委員長が行う。

(投票)

第8条 選挙は電子投票により行う。

- 2 選挙人は、理事候補者の選出において①全国区選出における理事候補者 12 名以内と②地方会区選出における理事候補 1 名を規定期間内で投票する。
- 3 選挙人は、監事候補者の選出において監事候補者3名以内を規定期間内で投票する。

(開票)

第9条 開票は、選挙管理委員会により第三者の立ち合いのもとで実施される。

2正会員は、開票結果を閲覧できる。

(理事・監事候補者当選者の決定)

第10条 選挙管理委員会は以下の順序にて理事・監事候補者の当選者を決定する。

- (1) 全国区での得票数が多い順に定数を理事当選者とする。
- (2) 地方会区での得票数の多い順に各地方会区1名を当選者とし、この者を地方会長当選者とする。
- (3) 得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。
- (4) 監事得票数の多い順に定数を監事当選者とする。
- (5) 監事選出の得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により順位を決定する。
- (6) 立候補受付が終了した時点で候補者数が定数以内の場合は、投票を行うことなくすべて当選とする。

(本規程の改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、令和6(2024)年2月29日より施行する。